

中国支部ポイントインセンティブの運用について

第1条（目的）

会員の学習意欲を刺激するための方策として、講座参加券（以下参加券）の交付に当たり、協会本部の「ポイントインセンティブの運用細則」（以下本細則）に基づき、中国支部としての運用ルールについて定める。

第2条（ポイントの計算期間と対象者）

前年4月から翌年3月の1年間の累計ポイントにより対象者を選考する。中国支部は各県の最高得点者1名に対し、半日参加券を交付する。最高得点者が複数名以上存在する場合は抽選を行い決定する。参加券交付の公平を期するため、産業カウンセラー養成講座（130ポイント）及びキャリアコンサルタント養成講習（70ポイント）は計算から除外する。

第3条（参加券の利用できる範囲）

支部において開催する会員支援部主催の研修及びキャリアコンサルタント更新研修（会員に限る）を対象とする。中国支部発行の参加券は他支部の研修や講座に使用することはできない。

第4条（参加券の使用）

- ①参加券は支部で発行し、支部名、当該者名および利用条件を記載し交付する
- ②参加券の有効期間は発行日から1年間とする
- ③参加券は第三者に譲渡することはできない
- ④参加券は1日の受講費用の半額相当額に利用することができ、不足分は受講料支払に指定された口座に振り込むものとする
- ⑤交付は5月末までに決定し6月に交付する

第5条（その他定めのない事項）

本細則及び支部運用ルールに定めのない事項については、運営幹部会で決定する。

附則

本運用は2019年4月1日より実施する

2025年5月24日より改定実施する